

長崎市ネーミングライツパートナー募集要項

長崎市は、市有施設の愛称を付ける権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与する施設の拡大を進めており、次の対象施設における愛称の命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

1 目的

民間事業者の支援のもと、長崎市が所有する施設等の魅力向上及び地域の活性化を図り、新たな財源を確保することにより、対象となる施設等の維持管理や運営を充実させ、健全で安定した財政基盤の確立及び地域への貢献の促進に寄与することを目的とします。

2 対象施設

番号	施設名※	最低価格（税抜）
1	長崎市民会館	75 万円/年
2	長崎市あぐりの丘	75 万円/年
3	長崎ペンギン水族館	75 万円/年
4	長崎ロープウェイ	75 万円/年
5	長崎市科学館	75 万円/年
6	長崎市民総合プール	75 万円/年
7	長崎市三和農水産物加工直売所（みさき駅さんわ）	50 万円/年
8	長崎市道の駅夕陽が丘そとめ	50 万円/年
9	長崎市北公民館	50 万円/年
10	長崎市松山町駐車場	50 万円/年
11	長崎東公園	50 万円/年
12	長崎市東公民館	50 万円/年

※ 施設の概要は別添「施設概要書」をご確認ください。

3 契約期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日までの5年間とします。

ただし、「2 対象施設」の「番号7 長崎市三和農水産物加工直売所（みさき駅さんわ）」は、令和9年3月1日から令和12年2月28日の3年間とします。

4 ネーミングライツ料

「2 対象施設」に記載している最低価格（税抜）の5年総額（「2 対象施設」の「番号7 長崎市三和農水産物加工直売所（みさき駅さんわ）」は3年総額。以下同じ。）以上で入札してください。

最低価格（税抜）の5年総額に満たない入札は無効となります。

また、契約は5年総額で消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。

5 愛称の条件

(1) 愛称は、施設の名称に企業名又は商品名を組み合わせたものとします。

施設毎に詳細な愛称の条件は異なりますので、「施設概要書」をご確認ください。

- (2) 落札決定後に愛称案を提示していただきますが、長崎市において愛称案へ意見を付す場合があります。その場合には別の愛称案を提示していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 公序良俗に反するもの、公衆に不快の念や誤解を起こさせるおそれがあるもの、他者の著作権・商標権を侵害するものは使用できません。
- (4) 募集を行うのは施設の愛称であり、条例上の名称を変更するものではありません。
- (5) 契約期間中の愛称の変更はできません。

6 応募資格

次の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 長崎市税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (2) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあつた者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあつた者でないこと。
- (5) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないものであること。
- (6) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類する者でない者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）により規制を受ける業種その他これに類する者でない者

7 募集方法

- (1) 受付期間
令和 8 年 10 月 8 日（木）～令和 8 年 11 月 30 日（月）（休日を除く。）
- (2) 受付時間
午前 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）
- (3) 受付場所
長崎市魚の町 4 番 1 号（長崎市役所 10 階） 資産経営課
- (4) 提出方法
郵送又は持参により資産経営課へ提出してください。郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、令和 8 年 11 月 30 日（月）必着です。
- (5) 提出書類
ア 制限付一般競争入札参加申請書（別紙 1）
イ 法人登記事項証明書又は履歴事項全部証明書
ウ 法務局が発行する印鑑証明書
エ 長崎市税の完納を証する完納証明書（長崎市に納税義務がない法人の場合省略可。）
オ 消費税及び地方消費税の完納を証する納税証明書
カ 誓約書（別紙 2）

キ 役員名簿（別紙３）

(6) 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

入札資格確認の結果、参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和８年１２月１４日（月）までに通知します。

8 質問方法

(1) 質問の受付

募集要項等について質問がある場合は、「長崎市有施設のネーミングライツに係る制限付一般競争入札に関する質問書（別紙５）」により、次のとおり受け付けます。

ア 質問受付期間

令和８年１１月３０日（月）１７時００分まで

イ 提出場所

長崎市魚の町４番１号（長崎市役所１０階） 資産経営課

ウ 提出方法

電子メール又は資産経営課へ持参してください。（電子メールの場合は、電話により到着確認を行ってください。）

口頭での質問は受け付けません。（手続き方法など簡易な質問を除きます。）

(2) 質問への回答

回答は、長崎市ホームページ内で公開するほか、回答期限までに質問回答書を閲覧に供します。

回答期限：令和８年１２月１４日（月）

9 入札方法

７(5)の提出書類を、７(4)に基づき提出した者で、７(6)による入札参加を有しないと認めた者以外は、次の方法により入札手続きを行います。

(1) 入札書提出方法

入札書の提出は郵送にて行ってください。持参その他の方法によるものは受け付けません。

ア 提出期間 令和８年１２月１５日（火）から令和８年１２月２３日（水）まで
日本郵便㈱長崎中央郵便局必着

イ 郵送方法 一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかによる。

ウ 郵 送 先 〒850-8799 日本郵便㈱長崎中央郵便局留
郵便入札用入札書在中（長崎市役所資産経営課扱い） 宛

(2) 開札

ア 日時

令和８年１２月２４日（木）１０時００分（入札執行回数は、１回を限度とします。）

イ 場所

長崎市役所９階中会議室（長崎市魚の町４番１号）

ウ 立会人

立会人は、本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人が開札に立会うことができます。入札書は立会人による立会いのもと開札します。

(3) 無効

次のいずれかに該当する入札は無効です。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。
- イ 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札。
- ウ 長崎市契約規則第 12 条に該当する入札。
- エ 入札金額を訂正した入札。
- オ 入札金額が確認できない入札。
- カ 本市所定の入札書を使用しない入札。
- キ 10(1)イに記載する郵送方法以外による入札。

(4) 辞退

入札書が本市に到達する前までは、入札を辞退することができます。辞退する場合は、その旨を書面にて持参又は郵便の方法により届け出てください。

(5) 中止又は延期

事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合があります。

(6) 落札者の決定方法

落札者は、本件の最低価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者とします。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上の場合は、当該入札者が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本市が別に定めるくじの方式により落札者を決定します。

10 契約の締結及び契約保証金

相手方の決定後 50 日以内に契約を締結しますが、契約締結までの間にネーミングライツ料とは別に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付が必要となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は免除できます。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とした履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したもののうち過去 2 箇年の間に履行期限を迎えたものを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、納付された契約保証金は、契約期間終了後の原状回復が確認できた後に還付します。

11 ネーミングライツ料の納付

ネーミングライツ料は長崎市が発行する納付書で指定する期日までに一括納付してください。

12 ホームページ等による周知

ネーミングライツ料の納付後、契約内容（施設の愛称、落札者の名称、契約金額等）について、長崎市のホームページ等で公表します。なお、ネーミングライツ料の納付後は、落札者をネーミングライツパートナーと称することとします。

13 愛称の付与に伴う費用負担

区分	費用負担	
	市	落札者
敷地内の看板等の表示変更※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
市ホームページ等の表示変更※2	○	

※1 敷地内の看板設置等については、法令等の基準に従い施設の管理上支障のない範囲内とします。

※2 市や指定管理者が発行している印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、落札者と協議の上、変更時期を決定します。

14 愛称の使用時期

契約締結日までに、落札者との協議により愛称の使用開始時期を決定し、愛称の使用終了は令和14年2月29日となります。

15 契約の解除

落札者が契約後に、6(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)に該当した場合、又は落札者の法令違反等の信用失墜行為があった場合は、本市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における原状回復に必要な費用は、落札者が負担することとします。

16 問い合わせ先

長崎市財務部資産経営課

住所 : 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所10階）

電話番号 : 095-829-1127(直通)

E-Mail : shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp